

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
1	本1	1適用	「機械設備工事共通仕様書」と記載されているが、官庁施設の整備に関する仕様書等は、既に関係省庁協力の下、統一基準として制定されているので、統一基準とする必要はない。	統一基準は、営繕関係の仕様書となります。本要領(案)では、建設省建設経済局建設機械課監修「機械工事共通仕様書(案)平成11年版」を適用します。
2	本3	2用語の定義	「…完成図書の内容は、実施仕様書、～、取扱説明書を指し、…」とあるので、本要領の完成図書とは「機械工事完成図書等作成要領(案)」に規定されている完成図書とは異なるのか。	本要領(案)は、「1.適用」で定義しているとおおり、共通仕様書で定めている提出書類を電子納品するときに利用してください。
3	本3	2用語の定義	完成図書と施工図の違いがわかりにくい。	用語の定義は現状の通りとします。なお、完成図書や施工図として納品する図面や書類の具体的なデータ格納例は付属資料6に示しています。
4	本5	3フォルダ構成1	本要領(案)において発注図が納品対象となっているが、発注図は設計成果として設計時に官側に提出されることとなるが、完成図書としても必要なのか。	発注図は工事納品時(完成図書)に必要と考え現状の通りとします。
5	本5 本43	3フォルダ構成	フォルダ名を日本語表記にできないか。(例：「DRAWING」→「図面」)	日本語表記については、電子納品全体の課題であるため、他分野との整合を図り引き続き検討します。
6	本5	3フォルダ構成	B施工管理記録フォルダの「B_EXAM……」の書き方が、P10の完成図書フォルダ内記述内容と整合がとれていない。	施工管理記録書管理ファイルを最初に記載します。また、PDFファイルの説明を「品質・出来形・工程ファイル」に修正します。
7	本6	3フォルダ構成	5「K_DRAW」フォルダ「D_DRAW」及び「D_DEVICE」サブフォルダに格納するデータの種類については「データの形式」とありますが、「データの形式」ではなく「データの形式」ではないか。	「データの形式」から「データの形式」に修正します。
8	本7	3フォルダ構成 図3-1フォルダ構成(1/7)	発注図面フォルダに格納する発注図面ファイル名称のライフサイクルを示す部分が「D」となっている。発注段階で「C」に変更するのではないか。	工事の発注図面のファイル名のライフサイクルは、全て「C」となりますので修正します。
9	本7	3フォルダ構成 図3-1フォルダ構成(1/7)	拡張子が「.拡張子」となっているが、原則SXF(P21)形式なので、「.P21」とし、例外で協議の上決定したファイル形式の拡張子とした方が良い。	CAD製図基準(案)においてデータ交換フォーマットは原則としてSXF(P21)形式としていますので整合を図り拡張子を「P21」とします。
10	本12 付6-1	3フォルダ構成 図3-1フォルダ構成(6/7)	D施工図面フォルダに格納する図面ファイル名の拡張子が「.拡張子」となっているが、原則はSXF(P21)形式ではないのか。	CAD製図基準(案)においてデータ交換フォーマットは原則としてSXF(P21)形式としていますので整合を図り拡張子を「P21」とします。
11	本12	3フォルダ構成 図3-1フォルダ構成(6/7)	D機器図フォルダに格納する機器図ファイルの拡張子が「.PDF」となっているが、一部の資料を付属資料6に従うとCADデータが必要となるため、「.PDF」だけでなく、「.P21」か「.拡張子」の併記が必要ではないか。	D機器図フォルダには、PDFデータのみを格納します。CADデータによる提出となるものは、D施工図フォルダに格納するように本文および付属資料6を修正します。
12	本12	3フォルダ構成 図3-6 施工図	DRAWINGF.XML(施工図面管理ファイル)はDI.XMLではないか。	フォルダ名称にあわせると共に、CAD製図基準(案)P22では「D_DRAWF.XML」としているため、施工図に格納するXMLファイルは、「D_DRAWF.XML」に統一します。
13	本16	3フォルダ構成 (2)K_DRAWフォルダ2 「D_SPEC」サブフォルダ以下	「当該設備に限り使用权を発注者に移譲した……」の詳細な説明が無いため、どの程度まで権利を移譲するのか不明確で分かりにくい。	共通仕様書の用語の定義を引用しているため、現状どおりとします。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
14	本16	3フォルダ構成 (2)K_DRAWフォルダ4) 「D_DRAW」サブフォルダ と5)「D_DEVICE」サブフォルダ	「D_DRAW」と「D_DEVICE」サブフォルダに格納するファイルが分かりにくい。付属資料6を格納フォルダ毎に整理し、水門及び揚排水ポンプ以外の設備についても必要ではないでしょうか。	付属資料6を具体的なフォルダ格納先を明示するよう修正します。また、資料名を「図面・書類等の格納例」と修正します。
15	本21	4成果品の管理項目	駐車場の施工に関してはどのような標記になるのか。	今回対象工種となっていないため、管理項目の記入は、類似工種を参考にしてください。なお、工種の追加は平成16年度以降の検討予定としています。
16	本21 本24	4-1工事管理項目(4/4)場所 情報	「北側境界座標緯度」、「南側境界座標緯度」において、対象領域で南半球を想定しているが正しいのか。 南半球を想定するのであれば、「西側境界座標経度」、「東側境界座標経度」に「東経」、「西経」の場合を追加する必要がある。	対象領域が南半球になる場合を想定して項目を設けています。なお、「西側境界座標経度」、「東側境界座標経度」に対象領域が西経となる場合の説明を追記します。
17	本23	4-1工事管理項目	工事管理項目に、(B)対象河川コードの記載がない。	機械編では、管理項目に不要な項目としたため、解説の説明文を削除します。
18	本25	4-2打合せ簿管理項目	施設コードの欄は必要ないのか。	打合せ簿は業務や工事単位で整理しているため、不要としています。
19	本25	4-2打合せ簿管理項目	打合せ簿の発議事項に合わせて修正した方がよい。「提示」は受理した段階で「提出」となるため不要。 打合せ簿の種類を記入する。(「指示」「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」「通知」) →打合せ簿の種類を記入する。(「指示」「協議」「通知」「承諾」「提出」「報告」「その他」)	今回は、現状どおりとし、実運用を踏まえた引き続きの検討課題とします。
20	本25	4-2打合せ簿管理項目	打合せ簿の表現に合わせて修正した方がよい。 発行日付 → 発議日付 発行した日付を記入する。 → 発議した日付を記入する。	今回は、現状どおりとし、実運用を踏まえた引き続きの検討課題とします。
21	本25	4-2打合せ簿管理項目	受理日付は不要。 処理・回答した日付(完了日付)のみで良い。実際の打合せ簿では「発議年月日」と「処理・回答した年月日」のみ記載される。	今回は、現状どおりとし、実運用を踏まえた引き続きの検討課題とします。
22	本26	4-2打合せ簿管理項目	「品質管理資料」「出来形管理資料」のみあえて記載する必要はないのではないか。	今回は、現状どおりとし、実運用を踏まえた引き続きの検討課題とします。
23	本27	4-3施工計画書管理項目	施設コードの欄は必要ないのか。	施工計画書は業務や工事単位で整理しているため、不要としています。
24	本28	4-4実施仕様書管理項目	施工図フォルダのに格納するD実施仕様書管理ファイル(DS.XML)の記載が無い。	D実施仕様書管理ファイル(DS.XML)を追記します。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
25	本34 本38 本38 本38 付1-16 付1-16 付1-16 付1-16 付1-16 付2-59 付2-59 付2-59 付2-59 付2-59-64 付3-34～	4-10台帳管理項目	消融雪設備については、どのような対応となるのか。	消融雪設備の、施設台帳管理項目の施設関連情報に以下の項目を追加します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「消雪箇所」 ・「散水方法」 ・「散水管総延長」 ・「本線車道部散水管総延長」 ・「ランプ部散水管総延長」 ・「導流島部散水管総延長」 ・「歩道部散水管総延長」 ・「駐車帯部散水管総延長」 ・「送水管総延長」 なお、消融雪設備においては、実運用を踏まえ、引き続き検討課題とします。
26	本35	4-11施設台帳管理項目	騒音規制の記入例（付5-12）が「規制対象外」となっているが（例）第4種区域、昼間70、朝夕65、夜間55となっている。	記入内容に「騒音規制値（昼間、朝夕、夜間）を記入する。」と追記します。
27	本35	4-11 施設台帳管理項目	個別管理項目として、「施設関連情報」「運転関連情報」（付属資料1）を作成（記入）するとあるが、付属資料5を参照しないと施設台帳情報のどの部分に記入すればよいのか不明である。	本文中に、個別管理項目の記入方法を追記します。
28	本35	4-11施設台帳管理項目	「契約電力を記入する。」では、照明をどのように取り扱うか分からないので「契約電力（動力）を記入する。」と変更願いたい。	「契約電力（動力）を記入する。」と修正します。
29	本36	4-11施設台帳管理項目	「工種別情報」の名称は積算基準の名称と整合すべきではないか。 （例）「水門-○○○○」→「河川用水門-小型水門」	「水門-○○」、「ダム用水門-○○」および「河川用水門-○○」と整合を図ります。「工種別情報」の追加に関しては、平成16年度以降検討します。
30	本37	4-12 機器台帳管理項目	個別管理項目（付属資料2）を作成（記入）するとあるが、付属資料5を参照しないと機器台帳情報のどの部分に記入すればよいのか不明。	本文中にも、個別管理項目の記入方法を記載します。
31	本38	4-12機器台帳管理項目 機器個別種類	本文の機器個別種類ではNoが1～65になっているが、付属資料2は同じNoの体系になっていない。	付属資料2のNo体系について、本文と整合を図ります。
32	本47	6ファイルの命名規則	DM.XML（取扱説明書管理ファイル）が記載されていない。	DM.XMLファイルの説明を追記します。
33	本47	6-2管理ファイル	施工図/D取扱説明書管理ファイルが記載されていない。	本要領（案）では、施工図/D取扱説明書管理ファイルを追記します。
34	本59	7-1電子媒体	CD-Rの使用が原則となっているが、MOの使用は認めないのか。 ※他の工種では、CD-RまたはMOの使用となっている。	データの書換えが可能な電子媒体を認めていませんので現状の通りとします。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
35	本60	7-2電子媒体の表記規則	ラベル作成について、主任監督員、管理技術者の直接署名する旨の記載がない。	署名について、本要領（案）では規定していません。掲載しているラベルは記入例であり、署名欄の対応は、発注機関ごとに異なる場合があります。
36	付1-6	6水門-洪水吐設備	6水門-洪水吐設備の個別管理項目の記載があるが、3水門-常用洪水吐き設備と兼ねることはできないか。	付属資料1の項目名称を水門-常用洪水吐設備、水門-洪水吐設備をダム用水門-常用洪水吐設備並びに河川用水門-洪水吐設備ダム用と河川用に分類して明確にします。
37	付1-7	8水門-土砂吐設備	8水門-土砂吐設備には土砂吐ゲートと修理用ゲートの記載しかないが、ダムゲートの場合に、調節ゲート、副ゲート、止水ゲートはどのように入力するのか。	付属資料1に排砂設備の施設台帳の個別管理項目表の記載をダム用水門-排砂設備の管理項目表に追記します。
38	付1-7 ～1-12	9水門-船通し開門設備～ 18水門-遊水地	水門-船通し開門設備他 水門設備の台帳として「堆砂位」を管理する必要があるのか。	基本諸元として必要と考え現状の通りとします。
39	付1-8～ 付1-12	10水門-魚道設備～ 18水門-遊水地(調整池)水 門設備	11水門-分流水門設備～18水門-遊水池（調整池）水門設備はすべて様式が同様であるため、統一様式にできないか。	管理項目の内容は同じ内容になっているが、将来の変更対応等を考慮し、現状の通りとします。
40	付1-13	19揚排水ポンプ設備	ポンプ設置台数、機場名を記載する必要はないか。	機場名は、施設台帳管理項目の「施設名」に記入で対応可能です。ポンプの設置については、1台ごとに機器台帳管理項目を作成することにより対応しています。
41	付1-14	20トンネル換気設備	20トンネル換気設備には付属施設のV I 計、CO計、AV計の記入は必要ないか。	計測設備については、平成16年度以降の検討予定としています。
42	付1-15	21トンネル非常用施設	21トンネル非常用施設の様式に換気設備の中に換気方式の記入があるが、消火設備の間違いではないか。	「換気等設備」を「消火設備」と修正し、換気方式を削除します。
43	付1-15	21トンネル非常用施設	通報警報設備、避難誘導設備の記入が必要ではないか。	「通報警報設備」、「避難誘導設備」を追記します。
44	付1-17	23道路排水ポンプ設備	23道路排水ポンプ設備でポンプ規格及びポンプ台数の記入が必要ではないか。	ポンプ規格、ポンプ設置台数は機器台帳の機器情報により確認できます。したがって施設台帳での記載は不要としています。
45	付2-1	1水門設備(1)扉体	1水門設備(1)扉体の中でダストシールの項目があるが、扉体に記入が必要なのか。	扉体のローラに取付けられるダストシールを対象にしており、ダストシールはメンテナンスに必要な部品であると判断し、必要な項目とします。
46	付2-2	1水門設備(2)戸当り	戸当りでローラ踏面と支圧面は同様でないのか。	ローラゲートの場合はローラ踏面に記入し、スライドゲートの場合は支圧面に記入することとしていますので、現状の通りとします。
47	付2-2	1水門設備(2)戸当り	水密ゴムで上部、下部、側部となっているが、下部のみ必要で上部と側部はなくてもよいのではないか。	戸当り付きの4方水密方式で、形状の異なるケースを考慮し、上部・側部も必要としています。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
48	付2-3	1水門設備(4)放流管	放流管に寸法(呑口、吐口、全長)の記載があるため、設置標高の呑口中心、呑口上面、吐口中心、吐口上面は記入不要ではないのか。	多様な形状を考慮し、現状の通りとします。
49	付2-4	1水門設備(4)放流管	伸縮継手の記載があるが、放流管に伸縮継手は不要ではないか。	小容量放流施設等考慮し、現状の通りとします。
50	付2-6	1水門設備(6)整流板・整流管・内張管	整流板・整流管・内張管に寸法(呑口、吐口、全長)の記載があるため、設置標高の呑口中心、呑口上面、吐口中心、吐口上面は記入不要ではないのか。	多様な形状を考慮し、現状の通りとします。
51	付2-7	1水門設備(7)開閉(昇降)装置ワイヤロープウィンチ式	開閉(昇降)装置ワイヤロープウィンチ式に制限開閉器の記載があるが、リミットスイッチの数を記載すべきではないか。	リミットスイッチの項目(用途・数量)を追記します。
52	付2-8	1水門設備(7)開閉(昇降)装置ワイヤロープウィンチ式	(20)のガントリレールの場合でワイヤ式の場合にはドラムとシフの径及び材質の記入があるが、(7)の主要諸元項目にも必要ではないか。	ドラムとシフの径及び材質を追記します。
53	付2-10	1水門設備(9)開閉(昇降)装置油圧式	ラック動作に回転、昇降となっているが回転とは表現がおかしくないか。	ライジングセクターのラックを考慮しています。
54	付2-10	1水門設備(9)開閉(昇降)装置油圧式	制限開閉機の記載があるが、リミットスイッチの数を記載すべきではないか。	リミットスイッチの項目(用途・数量)を追記します。
55	付2-12	1水門設備(9)開閉(昇降)装置油圧式	ラック及びラック歯車の仕様・材質の記入があるが油圧式開閉機に必要なのか。	油圧モータラック式を考慮しています。
56	付2-12	1水門設備(9)開閉(昇降)装置油圧式	油圧モータで出力トルクの単位はKNmと記載しているが、KNm/Mpaではないか。	「油圧モータで出力トルクの単位をKNm/Mpa」に修正します。
57	付2-12	1水門設備(9)開閉(昇降)装置油圧式	油圧ユニットのポンプで油圧ポンプ形式のみの記載だが、定格吐出量ℓ/minも記載すべきではないか。	「定格吐出量ℓ/min」を追記します。
58	付2-13	1水門設備(10)開閉(昇降)装置SR合成起伏ゲート用	制限開閉機の記載があるが、リミットスイッチの数を記載すべきではないか。	リミットスイッチの項目(用途・数量)を追記します。
59	付2-22	1水門設備(15)流水止設備	流水止設備の網場においては、ネット仕様のみの記載となっているが、ネット高さも記載すべきではないか。	「流水止設備の網場のネット高さ」を追記します。
60	付2-23	1水門設備(16)係船設備	巻胴式ドラムで径と材質の記入となっているがドラム胴板の板厚も記入する必要はないか。	詳細事項となるため項目に含めていません。
61	付2-24	1水門設備(16)係船設備	油圧ユニットの記入は(9)の開閉(昇降)装置、油圧式の油圧ユニットの主要諸元項目と整合がとれていない。整合が必要ではないか。(17)も同様	油圧ユニットに関する事項については、整合を図ります。
62	付2-29	1水門設備(19)エレベータ	(19)エレベータのワイヤロープは、かご用主索の記入となるが、調速機用の主索も記入すべきではないか。	「調速機用の主索」を追記します。
63	付2-29	1水門設備(19)エレベータ	出入口寸法と出入口数を追記する必要はないのか。	乗場「出入口の寸法」は、全般「停止箇所数」の項目で対応しています。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
64	付2-30	1水門設備(19)エレベータ	安全装置で安全装置を記入するとなっているが、非常止め装置、緩衝装置、点検タラップ、超音波ドアセンサー等を記入とすべきではないか。	安全装置の設置数にあわせて、繰り返し入力できるように修正します。
65	付2-30	1水門設備(19)エレベータ	乗場となっているが乗場設備に訂正が必要でないか。また、天井、側板、戸の材質の記入が必要ではないか	乗場設備に修正します。天井、側板、戸の材質についても追記します。
66	付2-33	1水門設備(21)その他の設備	操作橋・管理橋の主要諸元項目にキャンパー寸法の記載が必要ではないか。	維持管理は不要と考え、現状の通りとします。
67	付2-36	1水門設備(24)共通施設(除塵設備)	除塵機ではレーキ形除塵機のみ記載要領となっているが、ネット式除塵機においても記載が必要ではないか。	ネット式除塵機の項目を追記します。
68	付2-38	2-2揚排水ポンプ設備(2)主ポンプ設備	材料記号：「NBR」ニトリルゴムは可とう管で使われていません。よって、「NBR」ニトリルゴムを「NR+CR」天然ゴム+クロロブレンゴムに変更する。	「NBR」ニトリルゴムを「NR+CR」天然ゴム+クロロブレンゴムに修正します。
69	付2-38	2-2揚排水ポンプ設備(2)主ポンプ設備	1機場に複数台のポンプを設置する時に名称の欄が必要。ポンプメーカー名を記載する必要はないか。	ポンプ名称は本文37頁の機器台帳管理項目にて共通の必須項目として「機器名」を規定しています。同様にポンプメーカー名も「製造メーカー名」として項目を設けているので現状通りとします。
70	付2-40 付2-41	2-2揚排水ポンプ設備(3)主ポンプ駆動装置主原動機	ポンプメーカー名を記載する必要はないか。	ポンプメーカー名は本文37頁の機器台帳管理項目にて共通の必須項目として「製造メーカー名」の項目を設けています。
71	付2-40	2-2揚排水ポンプ設備(3)主ポンプ駆動装置主原動機	回転速度について、可変速の時に「1200-900」のように記入できるよう、可変速は変速範囲を記入するようにしてほしい。	「定格回転速度、または変速範囲を記入する。」と修正します。
72	付2-41	2-2揚排水ポンプ設備(4)主ポンプ駆動装置動力伝送装置	歯車減速機について、「平行軸」、「直行軸」等の形式の分類が必要。	共通管理項目で管理しているため現状の通りとします。
73	付2-42	2-2揚排水ポンプ設備(5)燃料系統設備	貯油槽タイプ(地下・屋外等)記載する必要はないか。	機器の形式は、本文37頁の機器台帳管理項目にて共通の必須項目として「形式」の項目を設けていますので現状の通りとします。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
74	付2-43	2-2揚排水ポンプ設備(6)冷却水・潤滑水系統設備	水中ポンプ類も揚程を入れた方がよい。	系統機器設備に、「揚程」と「吐出し量」の項目を追記します。
75	付2-45	2-2揚排水ポンプ設備(8)始動系統設備	空気圧縮機タイプ(エンジン・モーター)等、記載する必要はないか。	「空気圧縮機形式」を項目として追記します。
76	付2-47	2-2揚排水ポンプ設備(12)電源設備	原動機タイプを記載する必要はないか。	「原動機形式」を項目として追記します。
77	付2-48	2-2揚排水ポンプ設備(13)除塵設備	レーキ数、除塵機タイプ、レーキチェーンの材質を記載する必要はないか。	レーキ数の項目を追記します。 除塵機タイプは機器台帳管理項目の「形式」、レーキチェーンの材質は材料の「部品名、材料記号」に記入する項目を設けていますので現状の通りとします。
78	付2-48	2-2揚排水ポンプ設備(13)除塵設備	その他の欄を設けてその他の機器を記入できるようにする必要はないか。	その他の項目については「4-12機器台帳管理項目」の備考欄に記入する項目を設けていますので現状の通りとします。
79	付2-52	2-3トンネル換気設備(2)送・排風機設備	減速機等に使用されている潤滑油及びグリスの銘柄や型番と数量を入れられるように欄を作る必要はないか。	取扱説明書において、油脂リストの提出を行うことで対応していますので現状の通りとします。
80	付2-66	2-6道路排水設備	付3-38では、給排水設備は大分類になっている。 付2-46と同じ台帳項目の追加が必要。	道路排水設備に関する事項を修正します。
81	付2-69	2-6道路排水設備(3)電源設備	自家発電装置の主要緒元項目で、 ・容量が抜けている。 ・原動機燃料の項目が重複。	自家発電装置の主要緒元項目の「容量」を追記、「原動機燃料」の重複分を削除します。
82	付2-71	2-6道路排水設備(5)付属設備	機器名の安全防災設備の単位は数量となっているのでKwは不要。	Kwを削除します。
83	付3-1	2施設機器コードの定義	機械製品と違い、監視制御システムは、購入機器の組み合わせでシステムが構成されており、1つ1つの要素(例えばコンピュータ)が独立の機器になっている。 この分野は進歩が早く、耐久性も従来の機械製品に比べ寿命が短くなる傾向にあり、機器単位での修理、交換が行われており、これらの機器を管理できなければ、制御システムについては機器コードの狙いを達成できるとは思えない。新製品が次々出てくるのが予想され、詳細コードに次々登録するのも大変である。また名称がいろいろで、詳細コードで登録されている機器に該当するかどうかの判断が難しい。	平成16年度以降の実運用を踏まえ、分類を見直し、必要な項目追加、機器コードの詳細等は、平成16年度以降検討予定としています。
84	付3-16	共通施設機器コード表 遠隔監視操作制御設備	遠隔監視操作制御設備の詳細に記載している、遠隔監視操作端末は揚排水ポンプ設備工事等の分類に整合を図ったほうがよい。	機器名(部位)【j】に、遠隔監視操作端末を移動します。
85	付3-34	消融雪施設/機器コード表(1/3)	計装設備詳細欄に、流量計が必要。	該当ページの計装設備の詳細に定義しています。
86	付3-36	消融雪施設/機器コード表(3/3)	電源設備の機器名(部位)に、他施設と同様に直流電源装置を入れたらどうか。	ご指摘の通り、追記します。
87	付3-39	道路排水施設/機器コード表(3/3)	電源設備の機器名(部位)に、他施設と同様に直流電源装置を入れたらどうか。	ご指摘の通り、追記します。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項目		
88	付5-12	11施設台帳管理ファイルのXML記入例(1)入力例	建築上屋：「RC構造、二床式」の二床式は躯体構造部分で構築されるので上屋であれば2階建ての表現になる。	「RC構造、二床式」を「RC構造、3階建」に修正します。
89	付5-12	11 施設台帳管理ファイルのXML記入例(1)入力例	入力例では個別情報がソフトメーカー用TAGの後に「施設関連情報」「運転関連情報」となっているが、出力例と異なっている。また、個別情報に関するTAGの付け方の説明が不足しているのではないかと。	入力例と出力例の整合を図ります(ソフトメーカー用TAGの位置を訂正)。
90	付5-16	12 機器台帳管理ファイルのXML記入例(1)入力例	入力例の機器台帳情報表中の個別管理項目欄の文字が不足している。	表空欄部に「揚排水ポンプ設備-主ポンプ設備」を追記します。
91	付6-1	付属資料6 CAD図面の納品データ形式	CAD図面の納品データ形式について、消融雪設備に関し作成してほしい。	付属資料6は、参考例として示しています。本要領(案)で定義していない工種は、次年度以降の検討課題としています。
92	付6-1	付属資料6 CAD図面の納品データ形式	発注図面と完成図書・施工図が違ふことは理解できるが、完成図書と施工図は違ふのか。完成図書フォルダと施工図フォルダの内容について共通する部分が多い。さらに、それぞれPDFとCADでの図面提出となっているが分ける必要があるのか。	施工図と完成図では、利用が異なることや維持管理時の利便性を考慮し、現状の通りとします。
93	付6-1	付属資料6 CAD図面の納品データ形式	CADデータに関しては特に電気図面では複数頁構成となる図面がある。例えば単線結線図などは1枚に表示仕切れない、あるいは複数頁の方が見やすい等の理由により1枚としないケースがある。この場合は表題で(単線結線図(1/2)、単線結線図(2/2))のように記載して、同じ図面番号で管理している。	メーカーによる図番と電子納品時の図番は異なります。
94	付6-1	付属資料6 CAD図面の納品データ形式	CAD図面の納品データ形式の「施工図フォルダ」欄は「CAD」となっており、形式が指定されていない。原則はSXF(P21)形式ではないのか。	CAD製図基準(案)においてデータ交換フォーマットは原則としてSXF(P21)形式としていますので整合を図り拡張子を「P21」とします。
95	付6-8 付6-8	電気品全体-システム系統図 運転管理装置-ネットワーク構成図 盤関係-盤内配置図 運転管理装置-内部配置図	システム構成図と同意と考え、特にシステム構成図と分ける必要は無い。同様に、盤外形図に配置も記載するため盤外形図と同意と考える。	図面の考え方は従来提出していた図面を基本とします。
96	付6-8	電気品全体-操作制御フロー図、計装フロー図	弊社ではフローは作成ツールで作成しているため、CAD化できない。PDFファイルとしてほしい。	本要領(案)によりがたい場合は、受注者、発注者間の協議において対応してください。
97	全般	納品データ	完成図書フォルダと施工図フォルダに格納するファイルの違いは、使用権を発注者に委譲した図面についてCADデータとして格納することと考えられる。それ以外は同一ファイルとなるため、同じファイルを格納する必要性はあるのか。	施工図と完成図では、利用が異なることや維持管理時の利便性を考慮し、現状の通りとします。
98	全般	電子納品の対象	施工方法に関しても工期短縮、原価低減、安全性の向上を目的として、請負者において独自に特殊機材の製作や、特殊工法を採用することがあるが、そのような図面類に関しては機器図と違いその扱いについて明記されていないので、電子納品する必要はないと考えてよいのか。	原則として要領に記載のないものは、電子納品の対象外と考えます。
99	全般	CORINSバージョン番号	「土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」のTECRISバージョン番号および「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」のCORINSバージョン番号について、TECRISおよびCORINSの登録がない場合はどうしたらよいか。もし未記入でもよいということであれば、必要度は○(条件付き必須記入)で構わないのではないかと。	○(条件付き必須記入)に修正します。

意見照会およびパブリックコメント：「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	国土交通省の考え方
	頁 (本文) (付属)	項 目		
100	全般	ソフトウェア情報	全般的に従来のソフトウェア情報がなくなり、新たにソフトメーカー用TAGが追加されているが、これについては従来通りのソフトウェア情報の方が良い。今までの方が要領・基準(案)について何も知らない方が見たときに内容が分かり易く、何か問題があった際のメーカー等への問い合わせもおこないやすい。最低条件として記入を義務づけるという意味もあります。ただし、今までと全く同じソフトウェア情報だと、ソフトを作る側が管理ファイル内に記入できる情報量に限りがあるので、従来のソフトウェア情報のソフトメーカー用TAGを1つだけ記入可から複数記入可にするような変更はあった方が良く思う。	ソフトウェア情報のソフトメーカー用TAGを複数記入可に修正いたします。